

令和 8 年度山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル
事業費補助金交付要綱

(交付の目的)

第 1 条 知事は、酪農家及び和牛繁殖農家の所得向上並びに県内子牛市場活性化を図るため、山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業実施要領（令和 8 年 5 月 18 日付け畜振第 164 号）に基づき、補助事業者が、酪肉連携による優良和牛子牛の生産を奨励する事業を実施する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助事業者に対し補助金を交付する。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 酪農家 本県において乳用牛を飼養する者又は法人をいう。
- (2) 和牛繁殖農家 本県において和牛繁殖雌牛を飼養する者又は法人をいう。
- (3) 酪肉連携 酪農家と和牛繁殖農家の連携をいう。
- (4) 県内子牛市場 山形最上家畜市場及び置賜家畜市場をいう。
- (5) 優良和牛子牛 一定能力（枝肉 6 形質（枝肉重量・ロース芯面積・バラ厚・皮下脂肪厚・歩留基準値・脂肪交雑）のうち 2 つ以上の形質の「推定育種価」、「期待育種価」、「期待の期待育種価」又は「ゲノミック育種価」が上位 1 / 2 以上）を有する和牛繁殖雌牛（供卵牛）の卵を用いた受精卵由来の子牛をいう。ただし、（一社）家畜改良事業団等が販売している市販の受精卵由来の子牛の場合は、その限りではない。
- (6) 補助対象期間 農林水産部長が別に定める期間をいう。この要綱においては、令和 8 年 1 月 1 日を期首とし、同年 12 月 31 日を期末とする期間をいう。
- (7) 営農集団 生計の異なる酪農家と和牛繁殖農家を含む 2 戸以上の農業者等から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有する法人格を持たない集団をいう。
イ 営農集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員

に関する事項

- ロ 営農集団の会計、運営、組織、共同作業に関する事項
- ハ その他営農集団の目的達成に必要な事項

(補助事業者)

第3条 この補助金の補助事業者は、営農集団又は農業協同組合とする。

(交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、酪肉連携による優良和牛子牛生産の実現に必要な事業とし、交付の対象となる経費は、別表の「補助対象経費」の欄に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の「補助金の額」欄に定める金額の合計額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別記様式第1号）

(2) 収支予算書（別記様式第2号）

2 補助事業者は、前項の補助金の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定内容及びこれに付された条件

に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から 10 日を経過する日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第 8 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の増額及び 30% を超える減額以外の変更とする。

2 規則第 7 条第 1 項第 1 号イ又はロの規定により知事の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認申請書（別記様式第 3 号）を提出しなければならない。

3 規則第 7 条第 1 項第 1 号ハの規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

4 補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、その理由を記載した事業遂行状況報告書（別記様式第 5 号）を知事に提出し、指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 9 条 補助事業者は、知事から事業の実施状況について報告を求められたときは、規則第 12 条で定める補助事業状況報告書（規則別記様式第 2 号）に、事業実施状況調書（別記様式第 6 号）を添付して報告しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 規則第 14 条に規定する補助事業実績報告書（規則別記様式第 2 号）の提出期限は、補助事業完了後 20 日を経過する日又は令和 9 年 4 月 9 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（別記様式第 1 号）

(2) 収支精算書（別記様式第 2 号）

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第 6 条第 2 項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税

額を減額して報告しなければならない。

(支払い)

第 11 条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第 7 号）に資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付)

第 12 条 補助事業者は、規則第 21 条に規定する帳簿及び証拠書類を令和 9 年度から 5 年間整理保管しておかななければならない。

(補助対象頭数の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、優良和牛子牛について県内子牛市場への出荷を行わなかったことにより、補助対象頭数が変更及び確定となった場合には、その頭数を補助対象頭数報告書（別記様式第 8 号）により速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れ控除税額報告書（別記様式第 9 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の提出)

第 15 条 この補助金に関して知事に提出する書類の提出先は、農林水産部畜産振興課とする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 18 日から施行する。

別表

経費区分	補助対象経費	補助金の額	摘要
酪肉連携による優良和牛子牛生産奨励費	酪肉連携による受精卵移植技術を活用した優良和牛子牛生産の取組みに係る受精卵移植技術に要する経費	1分娩当たり 22,000 円以内の額	<p>条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優良和牛子牛は、補助対象期間内において、生産（分娩）された牛（産子）であること。 ○酪肉連携による受精卵移植技術を活用した優良和牛子牛は、県内子牛市場へ出荷すること。 ○受精卵移植に用いる受精卵牛は、8割以上が乳用牛であること。 ○補助事業者は、農林水産部長が別に定める受精卵移植等に係るデータを、県に対し提供（報告）するとともに、県における活用に対して承諾すること。

事業計画（実績）書

1 酪肉連携による優良和牛子牛生産奨励費

頭数	単価	事業費	負担区分	
			県補助金	その他
() 頭	円	() 円	() 円	() 円

注1：変更があった場合、変更部分を二段書きとし、変更前を上段の括弧内に記載すること。

注2：交付申請時には、受精卵移植した受卵牛及び受精卵に係るデータ並びに優良和牛子牛の出生及び出荷に係るデータの提供と県におけるそのデータ・情報の活用について異議がないことを誓約する書面（参考様式）を添付すること。

注3：実績報告時には別紙明細1を添付すること。

2 事業完了（予定）年月日

年 月 日

別記様式第2号

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
酪肉連携による優良和牛 子牛生産奨励費	円	円	円	円	
計					

交付要綱 別紙明細 1

データ種類	内容								
1 移植した 受精卵	名号								
	個体識別番号 ^{※1}								
	品種								
	所有者								
2 移植した 受精卵	受精卵の入手方法 ^{※2}		購入 ・ 自ら作出						
	移植年月日		年 月 日						
	受胎までに要した移植回数		回						
	血統	父							
		母の父							
		祖母の父							
	和牛 繁殖雌牛 (供卵牛)	個体識別番号 ^{※1}							
		育種価 ^{※3}	種類	推定 ・ 期待 ・ 期待の期待 ・ ゲノミック					
			枝肉6形質の育種価	枝肉重量	ロース芯面積	バラ厚	皮下脂肪厚	歩留基準値	脂肪交雑
			育種価要件の確認 ^{※4}	適 ・ 不適					
3 優良和牛 子牛の出生	名号								
	個体識別番号 ^{※1}								
	生年月日		年 月 日						
	性別		雄 ・ めす						
4 優良和牛 子牛の出荷	相対取引年月日		年 月 日						
	相対取引価格（税込み）		円						
	出荷した子牛市場		最上 ・ 置賜						
	子牛市場の出荷年月日		年 月 日						
	出荷番号								
	出荷時体重		kg						
	子牛市場の取引価格（税込み）		円						
備考									

※1 【確認書類】 個体識別番号の写し（家畜改良センター牛の個体識別情報検索サービスの検索画面の写し等）

※2 受精卵を購入した場合 【確認書類】 受精卵証明書等の写し

※3 補助事業者が自ら受精卵を作出する場合において記載する。

※4 枝肉6形質（枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値、脂肪交雑）のうち2つ以上の形質の「推定育種価」、「期待育種価」、「期待の期待育種価」又は「ゲノミック育種価」が上位1/2以上となっていること（交付要綱第2条の（5））。

【確認書類】 推定育種価：山形県農業総合研究センター畜産研究所から提供される推定育種価の資料等

期待育種価又は期待の期待育種価：子牛登記書の写し等

ゲノミック育種価：ゲノミック評価成績報告の写し等

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和8年度山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添えて申請します。

変更の理由

- (注) 1 補助金の額が増額する場合は、件名の「令和8年度山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業計画変更承認申請書」を「令和8年度山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業計画変更承認及び補助金追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり計画を変更したいので」を「下記のとおり計画を変更し、補助金〇〇〇円の追加交付を受けたいので」とする。
- 2 上記の「関係書類」は、別記様式第1号及び第2号の様式に準ずるものとする。この場合、変更前と変更後の計画が比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和8年度山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった標記
補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適
正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

1 理 由

別記様式第5号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和8年度山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知のあった
標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の
規定により、下記のとおり報告します。

記

1 予定の期間内に完了しない理由、又は遂行が困難となった理由

別記様式第6号

事業実施状況調書

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分		出来高事業費	事業完了 予定年月日
		県補助金	その他		
酪肉連携 による優 良和牛子 牛生産奨 励費	円	円	円	円	

※注1) 領収書の写し等、支出状況が確認できる書類を添付すること。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和8年度山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業
補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった標記補助金に
ついて、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 振込先
 - ① 金融機関名
(本支店(所)名)
 - ② 預貯金種別
 - ③ 口座番号
 - ④ 口座名義人

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和8年度山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業
補助対象頭数報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった標記補助事業
に係る補助対象頭数について、下記のとおり報告する。

記

1 補助対象頭数

	頭数 (頭)	備考
(1) 変更前 (実績報告)		
(2) 変更後		
(1) - (2)		

※実績報告から変更が生じた優良和牛子牛について、備考欄に個体識別番号及び県内子牛市場への出荷を行わなかった理由を記載すること。

2 返還予定金額

円

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和8年度山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業
消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった標記補助金に
係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、下記のとおり報告する。

記

- 1 山形県補助金の適正化に関する規則第15条の規定に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
(県費補助金返還相当額)
金 円
- 3 添付書類 (2の金額積算内訳書)

(参考様式)

酪肉連携による受精卵移植等に係るデータの
情報提供等に関する誓約書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代 表 者 名

令和8年度山形県酪肉連携による優良和牛子牛増頭促進モデル事業における受精卵移植した受卵牛及び受精卵に係るデータ並びに優良和牛子牛の出生及び出荷に係るデータの提供と県におけるそのデータ・情報の活用について異議がないことを誓約します。